

## ⑩ EMS 機器等導入促進助成金交付要綱

(令和 7 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム(以下「EMS」という。)の普及を図るため、EMS 機器(以下「機器」という。)の導入助成事業を実施する会員事業者(以下「会員」という。)に対しその経費の一部を助成(以下「助成金」という。)する。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに機器(中古品・レンタル品を除く)を装着した会員とする。但し、リースによる場合であっても、助成金は会員に交付する。

(装着対象車両)

第 3 条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。

(助成対象機器)

第 4 条 助成の対象となる機器は、エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器で別に定めるものとする。

(助成交付額及び台数制限)

第 5 条 助成交付額は、**機器本体価格(装着料・消費税を除く)の 1/2 以内(千円未満は切捨て)とし、1 台当たり 30,000 円を上限に助成する。但し、Gマーク認定事業所(営業所単位)については、Gマーク取得のインセンティブとして 20,000 円を加算する。(Gマーク認定証の写しを添付)**

なお、予算の範囲内で受け付け順に助成するが、予算超過時点においては、装着日付の早い順に助成する。

2 **年間導入台数は、協会届出車両台数を上限に 1 会員当たり 50 台とする。**

3 **1 台で EMS 機能とドライブレコーダ機能を備えている場合(一体型)は、それぞれ別途に申請を行うこと。(添付書類は別々で用意のこと。)**

(助成期間)

第 6 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月末日の間に装着を完了し、支払い等が終了したもの。

(助成金の申請)

第 7 条 EMS 機器の装着を完了した会員は、別表 EMS 機器導入促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、**最終申請期限は、令和 8 年 3 月 5 日とする。**

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、申請者へ第5条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第9条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(財産処分の制限)

第10条 会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

また、この期間内に当該装置を処分又は、当該装置を搭載した車両の使用地を長野県外に変更する場合若しくは会員資格を喪失した場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

**(助成金申請に関する調査協力義務)**

**第11条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

**(助成金の返還)**

**第12条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。**

**(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき**

**(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき**

**2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。**

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。